

資料集

東京都動物保護管理審議会

諮 問 理 由

下記の事項について諮問する。

都市化の急激な進展、あるいは住民意識や価値観の多様化に伴い、大都市において動物を飼うことに関し、動物愛護の観点や生活環境の観点などから、現在様々な問題が提起されている。

平成 2 年 1 0 月 1 2 日

都はこれまで動物の正しい飼い方についての普及啓発に努めてきた。しかし、動物に関する苦情・要望は依然として多く、また、飼養できなくなった動物の処理を行政に求めてくるケースも跡をたたない。

東京都知事 鈴木 俊 一

このような状況の中で、都民の間に動物愛護思想を定着させ、適正飼養を普及させるための行政施策のあり方について諮問する。

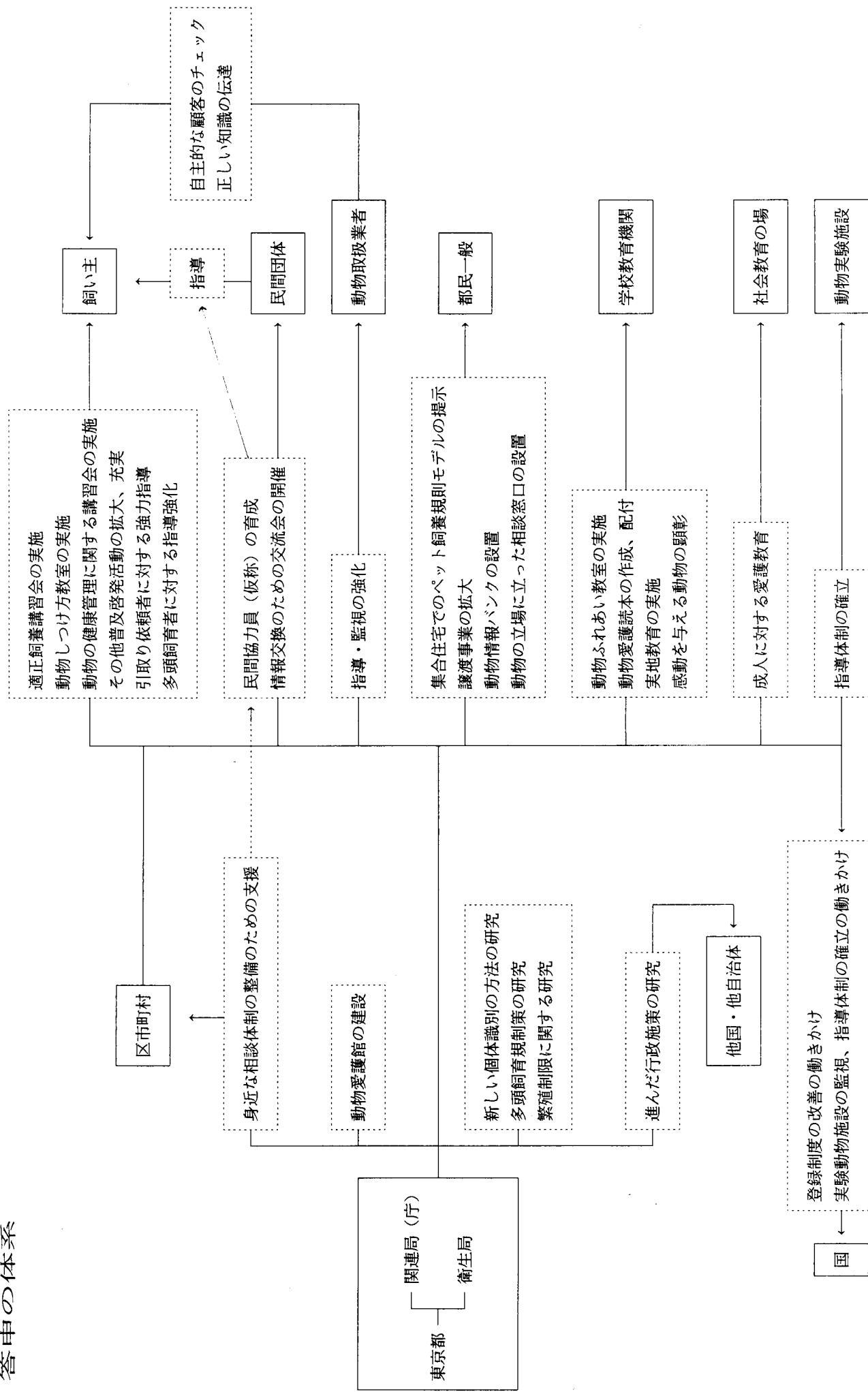
記

「東京都における動物の適正飼養の推進策について」

答申の体系

<施設・技術の整備>

<具体策の実施>



東京都動物保護管理審議会委員名簿

1 学識経験者

(五十音順)

氏名	役職	氏名	役職
▽ 足達 卓治	(社) 東京都獣医師会理事・事務局長	立石 晴康	東京都議会議員 (3.9/20まで)
有竹 隆	東京都飼鳥獣商協同組合副理事長	戸川 幸夫	作家
▽ 石井 栄子	主婦連合会常任委員	浪瀬 太助	前(社) 東京都動物保護管理協会常任理事 (3.8/17まで)
石井 治子	(社) 東京都新生活運動協会理事 (3.1/29から)	橋立 けいこ	東京都議会議員 (3.9/20まで)
◎ 今泉 清	国立予防衛生研究所名誉所員	藤井 多嘉史	(社) 東京都動物保護管理協会常任理事 (3.8/18から)
△ 上田 雄幹	岐阜大学農学部教授	▽ 藤波 襲二	(財) 日本動物愛護協会評議員
▽ 長 英男	(社) 日本動物福祉協会理事	本好 茂一	日本獣医畜産大学教授
加藤 節子	東京都地域婦人団体連盟副会長	森田 安孝	東京都議会議員
加藤 まさ子	東京都議会議員 (3.9/20から)	吉岡 幸子	前(社) 東京都新生活運動協会理事 (3.1/28まで)
▽ 里見 武彦	東京都小学校PTA協議会顧問		
篠原 隆二	都政モニタ-		
菅 沼元治	東京都議会議員 (3.9/20から)		
○ 関 哲夫	日本大学法学部教授		

2 関係行政機関の職員

氏名	役職	氏名	役職
上島 良治	前東京都八王子市助役 (4.3/31まで)		
後藤 満	東京都八王子市助役 (4.4/1 から)		
貫井 昭三	東京都文京区助役		

◎会長 ○副会長 △小委員会座長 ▽小委員会委員

東京都動物保護管理審議会の これまでの審議経過

「東京都における動物の適正飼養の推進策について」諮問 平成2年10月12日（金） 第1回審議会（主婦会館） 諮問理由の説明及び意見交換	平成3年1月29日（火） 第2回審議会（KKR東京竹橋） 意見交換及び小委員会設置	平成3年5月27日（月） 第1回小委員会（第一本庁舎特別会議室N5） 本審議会で審議された事項をさらに検討	平成3年8月23日（金） 第2回小委員会（第一本庁舎特別会議室N4） 本審議会で審議された事項をさらに検討し、答申の要旨案を作成	平成3年10月11日（金） 第3回審議会（第一本庁舎特別会議室N6） 小委員会から報告のあった答申の要旨案について審議	平成4年1月29日（水） 第3回小委員会（第一本庁舎特別会議室N4） 第3回審議会で承認された答申の要旨に基づき答申素案の作成	平成4年4月24日（金） 第4回審議会（第二本庁舎特別会議室21） 小委員会から報告のあった答申素案について審議	平成4年5月25日（月） 第4回小委員会（第一本庁舎特別会議室N4） 答申案の起草	平成4年7月24日（金） 第5回審議会（第一本庁舎特別会議室N6） 答申
------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------------------------------

動物保護管理事業及びその執行機関

(○印：主として執行する機関)

	主 な 事 業	衛生局	保健所	動物管理事務所	区市町村	備 考
動物保護管理事業	1 動物愛護、適正飼養の普及啓発	○	○	○	○	
	2 動物愛護週間行事	○		○	○	
	3 動物の飼い主に対する適正飼養指導		○	○		
	4 動物飼養に関する苦情処理		○			
	5 特定動物の飼養許可	○				
	6 特定動物逸走時対策	○※1				※1 動物管理事務所、保健所が協力
	7 動物取扱業届出	○	○(受付)			
	8 犬、ねこの引取り及びび犬の収容		○※2			※2 特別区内は動物管理事務所が実施
	9 負傷動物の収容			○		
	10 収容動物の飼養管理、返還、譲渡、安楽死等			○		
	11 人畜共通伝染病対策(調査・研究)			○※3		※3 普及啓発は保健所が協力実施
	12 動物保護管理審議会		○			
狂犬病予防事業	1 狂犬病予防の普及啓発	○	○	○	○	
	2 犬の登録、鑑札交付				○	
	3 狂犬病予防注射済票交付		○※4			※4 注射実施は開業獣医師
	4 こう傷犬の検診			○※5		※5 飼い主不明の場合
	5 犬の捕獲		○※6			※6 特別区内は動物管理事務所が実施
	6 犬の飼養管理、返還、安楽死等			○		

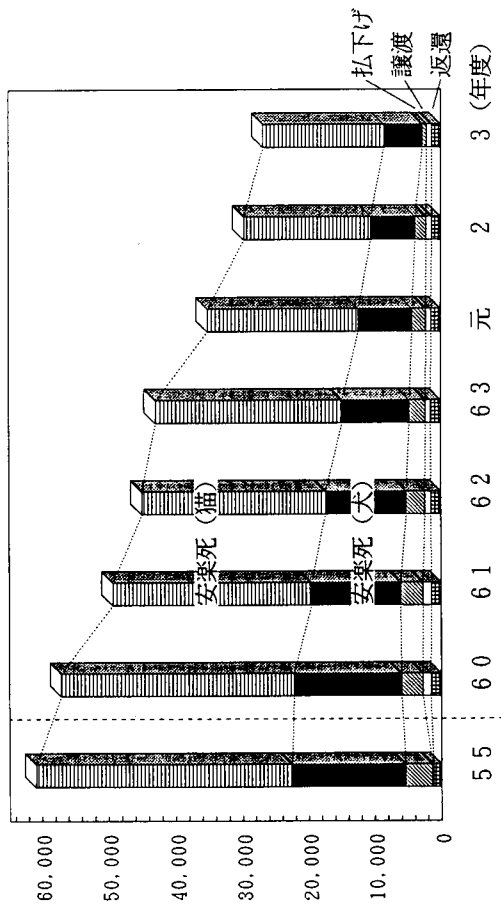
東京都における年度別犬・ねこ等の取扱い状況

項 目		6 2 年度	6 3 年度	元 年度	2 年度	3 年度	3 年度 動物の受入・払出状況
犬の登録頭数	総 数	235,560 (100)	237,378 (100.8)	239,067 (101.5)	240,623 (102.1)	244,316 (103.7)	
	区 部 市 郡 部	137,596 (100) 97,964 (100)	137,603 (100.0) 99,775 (101.8)	137,217 (99.7) 101,850 (104.0)	137,184 (99.7) 103,439 (105.6)	138,889 (100.9) 105,427 (107.6)	
注射済票交付数	総 数	228,404 (100)	230,831 (101.1)	233,198 (102.1)	234,693 (102.8)	238,638 (104.5)	
	区 部 市 郡 部	133,595 (100) 94,809 (100)	133,920 (100.2) 96,911 (102.2)	133,906 (100.2) 99,292 (104.7)	133,863 (100.2) 100,830 (106.4)	135,710 (101.6) 102,928 (108.6)	
引 取 り 頭 数	総 数 所有者から 拾得者から	8,097 (100) 7,722 375	6,483 (80.1) 6,062 421	5,203 (64.3) 4,837 366	4,183 (51.7) 3,925 258	3,297 (40.7) 3,061 236	前年度から繰入 181 検体依頼 0 受入合計 28,380 計 28,561
	ね こ	総 数 所有者から 拾得者から	27,608 (100) 10,820 16,788	27,934 (101.2) 9,524 18,410	22,570 (81.8) 7,153 15,417	19,156 (69.4) 5,494 13,662	
犬の捕獲・収容頭数		9,964 (100)	9,312 (93.5)	8,301 (83.3)	7,146 (71.7)	6,334 (63.6)	
負傷動物 収容頭数	総 数 犬 ね 他	821 (100) 276 538 7	888 (108.2) 239 637 12	847 (103.2) 234 586 27	754 (91.8) 192 532 30	947 (115.3) 265 616 66	
	返還頭数	総 数 犬 ね 他	1,537 (100) 1,525 12 0	1,531 (99.6) 1,520 10 1	1,457 (94.8) 1,446 10 1	1,342 (87.3) 1,331 10 1	1,328 (86.4) 1,316 12 0
譲渡頭数	総 数 犬 ね 他	835 (100) 685 150	766 (91.7) 598 168	738 (88.4) 582 156	822 (98.4) 664 158	756 (90.5) 557 199	払出合計 26,848 現地返還 1,568 衛研送付 2 次年度へ繰越 143 計 28,561
	払下げ頭数	総 数 犬 ね 他	2,871 (100) 2,384 487	2,479 (86.3) 2,128 351	2,148 (74.8) 1,898 250	1,711 (59.6) 1,428 283	
安楽死 処理頭数	総 数 犬 ね 他	39,704 (100) 12,182 27,515 7	38,120 (96.0) 10,079 28,030 11	30,829 (77.6) 8,050 22,753 26	25,840 (65.1) 6,588 19,226 26	24,076 (60.6) 5,828 18,185 63	

() は62年度を 100とした場合の指数。

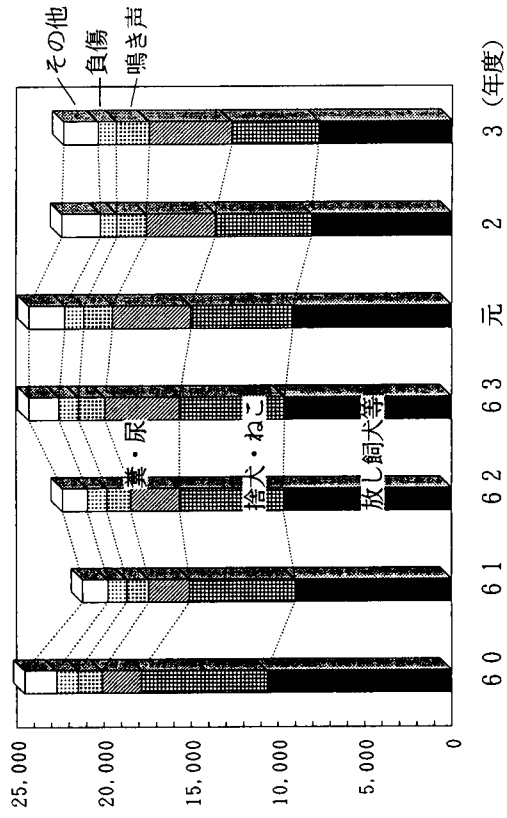
東京都における処分頭数等の推移

(頭)



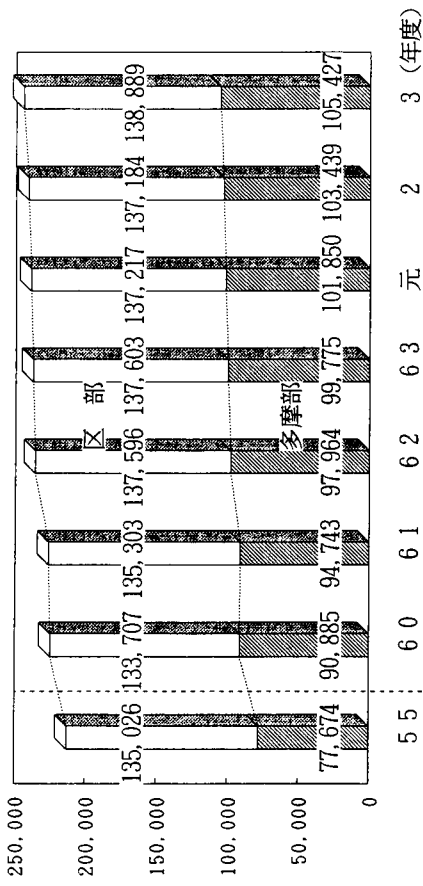
東京都における内容別苦情の推移

(件)



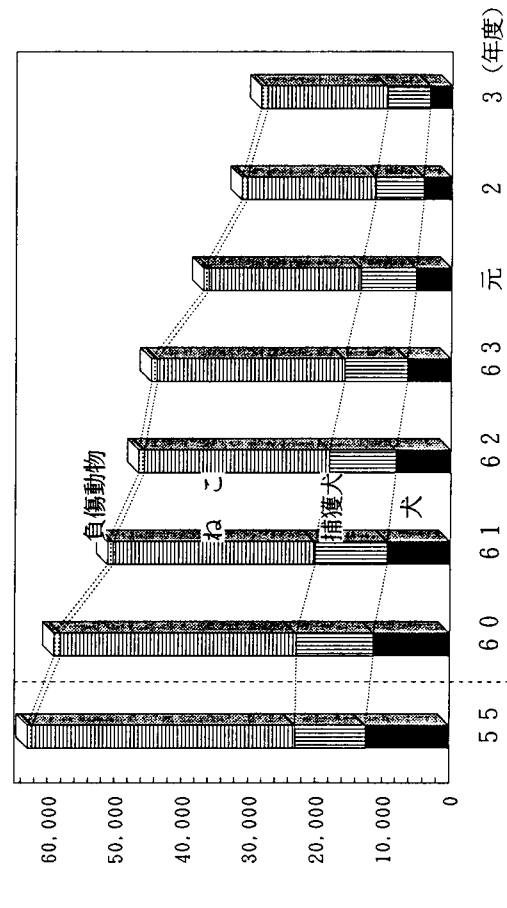
東京都における登録頭数の推移

(頭)



東京都における引取数等の推移

(頭)



苦情受理件数の推移

	元年度			2年度			3年度		
	総数	犬	猫 特定動物 その他	総数	犬	猫 特定動物 その他	総数	犬	猫 特定動物 その他
野犬・放飼い	9,132	9,132	-	8,063	8,063	-	7,655	7,655	-
捨て犬・ねこ	5,852	1,853	3,993	5,534	1,738	3,787	5,011	1,633	3,371
糞・尿	4,479	2,011	2,431	3,939	1,796	2,085	4,721	1,982	2,675
鳴き声	1,667	1,229	405	1,675	1,364	280	1,883	1,468	383
負傷	1,062	310	726	957	231	689	1,039	292	717
その他	2,054	960	933	2,202	1,135	852	1,955	971	822
合計	24,246	15,495	8,488	22,370	14,327	7,693	22,264	13,764	7,968

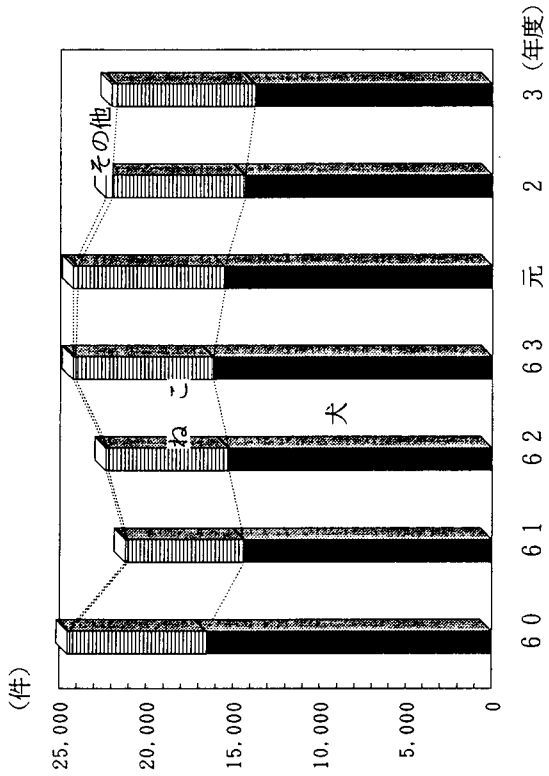
注：その他は屋内侵入、いたずら、ペットの被害など

犬・ねこの引取り依頼件数：元年度 7,611件 2年度 8,009件 3年度 7,223

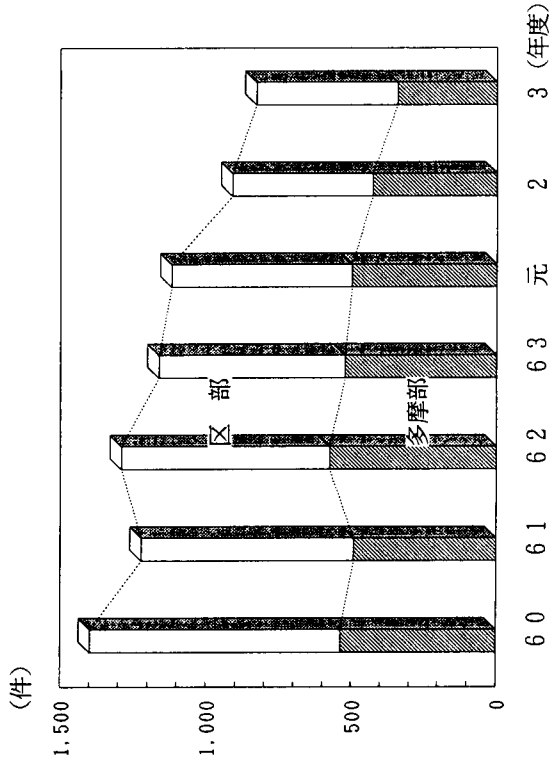
咬傷事故発生数の推移

	元年度			2年度			3年度		
	総数	区部	市郡部	総数	区部	市郡部	総数	区部	市郡部
事故発生件数	1,117	619	498	910	483	427	829	488	341
被害者数	1,145	628	517	932	488	444	833	487	346

東京都における動物別苦情の推移



東京都における咬傷事故発生の推移



特定動物飼養許可状況（動物取扱業を含む）

区分	6 2 年 度		6 3 年 度		元 年 度		2 年 度		3 年 度		3 年 末 現 在
	施設数	許可頭数	施設数	許可頭数	施設数	許可頭数	施設数	許可頭数	施設数	許可頭数	
総 数	1 2 3	7, 0 3 2	1 2 4	7, 0 3 3	1 0 3	6, 7 7 9	1 0 2	6, 8 5 3	1 0 4	8, 1 1 9	1, 0 9 1
区 部	9 3	6, 3 1 3	9 5	6, 3 1 5	7 6	6, 1 1 0	7 9	6, 1 9 2	7 4	6, 2 4 1	9 8 3
市 郡 部	3 0	7 1 9	2 9	7 1 8	2 7	6 6 9	2 3	6 6 1	3 0	1, 8 7 8	1 0 8
中型以下のねこ類	4	4 7	4	4 7	4	4 9	5	5 0	5	4 7	6
中型のさる類	6 4	7 1 9	6 5	7 2 0	5 3	7 6 2	4 9	7 4 9	4 6	1, 2 6 8	3 8 7
わしたか類	1 2	6 5	1 2	6 5	1 2	6 8	1 2	5 9	1 1	5 1	2 7
わに類	7	1 2 3	7	1 2 3	5	1 1 1	6	1 1 6	1 1	3 4 6	1 7
へび類	2 1	5, 9 9 3	2 1	5, 9 9 3	1 6	5, 7 2 0	1 7	5, 8 1 0	2 0	6, 3 4 1	6 4 9
そ の 他	1 5	8 5	1 5	8 5	1 3	6 9	1 3	6 9	1 1	6 6	5
動物取扱業施設数	6 8 7		7 2 5		7 3 5		7 5 3		7 5 7		-

注) その他の内訳は、ぞう類、くま類、大型のねこ類、ハイエナ類、おおかみ類、大型のさる類、どくとかけ類

適正飼養に関する普及啓発活動の実施状況

- 1 ポスター・パンフレット等の作成、配付
動物愛護、適正飼養について広く都民に啓発するために下記表の媒体の作成、配付に努めてきた。
元年度からは、このポスターの内で動物愛護に関するものを2種類、9月の動物愛護週間に合わせて、JR山の手線、中央線の列車の車内に広告として掲示した。
同じく元年度より、散歩中の犬の糞処理袋（おサンポくん）を他の普及啓発資材とセットにして、狂犬病予防定期集合注射会場において配付している。

単位：部

年 度	6 2	6 3	元	2	3
ポ ス タ ー	17,000	18,000	22,200	23,500	23,500
パンフレット・リーフレット	210,000	231,000	44,000	95,500	43,000
動物愛護読本	10,000	10,000	38,000	55,000	55,000
ビ デ オ		1	1	1	1
そ の 他	44,000	46,000	168,000	150,000	184,000

- 2 ふれあい教室の実施
「ふれあい教室」は、日頃動物と触れ合う機会の少ない幼児・児童に、犬・ねこ・うさぎ等の動物に直接身体で触れ合う機会を与え、生命尊重、友愛、情操の涵養及び動物の正しい扱い方を知り、危害を防止することを目的として、動物愛護センター及び多摩東支所が主体となり、保育園、幼稚園、養護学校等に職員が動物を連れて出向き、実施している。
実施にあたっては、保育園等の関係者には開催趣旨を十分説明し、理解と協力を求め、ただ単に動物と遊ばせるだけでなく、動物の鼓動を聞かせる、動物に餌を与える等の体験を通して、動物の本能、習性、生理などの理解が得られるよう努めている。

年 度	6 2	6 3	元	2	3
回 数	172	169	195	253	260
人 数	10,722	23,567	32,956	23,015	21,735

- 3 動物愛護行事
毎年動物愛護週間には、全国中央行事を総理府等と協力して都内で実施している。また、年間を通じて保健所等の行う「健康まつり」や「都民まつり」等各種イベント会場において、「動物なんでも相談」等の事業を行い、普及啓発に努めている。平成3年度の中央行事参加者数は約12万人であった。

動物の保護及び管理に関する法律

(昭和48年 法律第105号)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱ひその他の動物の保護に関する事項に定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第2条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱ふようにしなければならない。

(動物愛護週間)

第3条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第4条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体を若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第5条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助

言に関し必要な措置を講ずることができる。

第6条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。(犬及びねこの引取り)

第7条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこの引き取りを指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第1項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第1項(前項において準用する場合は含む。以下第6項及び第7項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 都道府県等は、第1項の引取りに関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第8条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するよう努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第6項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第9条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると思われる場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第10条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に關し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第11条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用にその他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。

ならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

(動物保護審議会)

第12条 総理府に、附属機関として、動物保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物の保護及び管理に關する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣は、第4条第2項若しくは前条第3項の基準の設定又は第7条第6項(第8条第3項において準用する場合を含む。)

若しくは第10条第2項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しななければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員15人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に關する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものは、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰 則)

第13条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえ
ばと及びあひる。

二 前方に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類
又は鳥類に属するもの。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日（昭和48年10月9日）から起算して6月
を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

附 則 (昭和58年12月2日法律第80号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和58年法律第79号）の施行の日
（昭和59年7月1日）から施行する。

(経過措置)

6 この法律が定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過
措置は、政令で定めることができる。

犬及びねこの飼養及び保管に関する基準

(昭和50年 総理府告示第28号)

第1 一般原則

1 犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの本能、習性及
び生理を理解し、家族同様の愛情をもって保護するとともに、人
の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び生活環境を害
することがないよう責任をもって飼養及び保管に努め、並びに犬
又はねこの所有者は、犬又はねこを終生飼養するように努めるこ
と。

2 この基準は、動物の保護及び管理に関する法律（以下「法」と
いう。）第7条第1項及び第2項の規定により引き取った犬及び
ねこ並びに第8条第2項の規定により収容した犬及びねこ、狂犬
病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定によ
り抑留した犬並びに教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用
その他の科学上の利用に供する犬及びねこの所有者又は占有者に
ついては正當な理由のある場合には、その一部を適用しないこと
ができること。

第2 健康及び安全の保持

1 給餌及び給水

犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、発育状
況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うように努めること。

2 健康管理

犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの外部寄生虫の
防除、疾病の予防等健康管理に努めること。

3 運 動

犬の所有者又は占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態等に
応じて適正な運動をさせるように努めること。

4 保管施設

犬又はねこの所有者又は占有者は、犬又はねこの種類、習性及び飼養数、飼養目的等を考慮して犬又はねこを適正に保管し、必要に応じて保管施設（以下「施設」という。）を設けるように努めること。

第3 危害防止

1 放し飼い防止

犬の所有者又は占有者は、犬の放し飼いをしないように努めること。

2 脱出防止

犬の所有者又は占有者は、犬が施設から脱出しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。

3 けい留

犬の所有者又は占有者は、犬をけい留する場合にはけい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

4 しつけ及び訓練

犬の所有者又は占有者は、適当な時期に飼養目的等に応じて適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者又は占有者の制止に従うよう訓練に努めること。

5 運動上の留意事項

犬の所有者又は占有者は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、下記事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節に配慮すること。

(3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。

第4 生活環境の保全

1 損壊等の防止

犬又はねこの所有者又は占有者は、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等が犬若しくはねこにより損壊され、又は犬若しくはねこの汚物で汚されないように努めること。

2 悪臭等の発生防止

犬又はねこの所有者又は占有者は、汚物及び排水の処理等施設を常に清潔にし、悪臭等の発生防止に努めること。

第5 その他

1 繁殖制限

犬又はねこの繁殖を希望しない所有者は、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を行うよう努めること。

2 譲渡又は引取り

(1) 犬又はねこの所有者は、やむを得ず犬又はねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬又はねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見出すことができないときは、都道府県知事（法第7条第1項に規定する政令で定める市の住民にあっては、当該市の長）に引取りを求めること。

(2) 犬又はねこの所有者は、特別の場合を除き、離乳前の子犬又は子ねこを譲渡しないように努めること。

展示動物等の飼養及び保管に関する基準

(昭和51年 総理府告示第7号)

第1 一般原則

- 1 管理者及び飼養者は、展示動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ、愛情をもってこれを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する知識と動物愛護についての関心を深めるように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めること。
- 2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養する展示動物を選定するように努めること。
- 3 管理者は、自己の管理する施設で飼養することは展示動物の適正な展示、繁殖等に支障があると認めるときは、他の動物園等への移籍その他の措置を講ずるように努めること。
- 4 管理者は、展示動物が伝染病にかかり、入又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類（犬及びひねこを除く。）、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 展示動物 次のアからエまでに掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物

- イ 不特定の場所に移動して飼養展示する動物
 - ウ 興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物
 - エ 展示用若しくは愛かん用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために飼養展示する動物
- (3) 飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。
 - (4) 施設 飼養展示するための施設をいう。
 - (5) 管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物及び施設を管理するものをいう。
 - (6) 飼養者 飼養展示の作業に従事する者をいう。

第3 健康及び安全の保持

- 1 飼養者の教育訓練等
管理者は、展示動物の飼養展示がその動物について十分な知識と飼養経験を有する者により、又はその監督のもとに行われるようにするとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。
- 2 施設の設置等
管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示のできる施設を設置し、又は整備するように努めること。
- 3 適正な飼養
管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るよう努めること。
 - (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
 - (2) 動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努める

とともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。

(4) 原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

4 観覧者に対する指導

管理者は、観覧者に対して観覧上の注意事項を遵守するよう指導を行い、観覧者が展示動物に食物等を与え、又は石、棒等で展示動物を傷つけ、若しくは苦しめることがないように努めること。

第4 危害防止

1 施設の構造等

管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。

(1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。

(2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないうようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。

(4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくよう指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

2 脱出時対策

(1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。

(2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。

3 緊急時対策

管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。

4 有毒動物の飼養展示

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。

第5 適正な展示

管理者は、展示動物の展示に当たっては、下記事項に留意し、動物本来の形態及び習性が観覧できるように努めること。

(1) 観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと。

(2) 動物にその動物の本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。

(3) 動物に過酷な訓練を伴う演芸をさせないこと。

(4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。

第6 生活環境の保全

管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うこと。

もに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。

第7 飼養展示等の補則

1 管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物で、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現ができるように努めること。

2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。

- (1) 動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。
- (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。

第8 愛がん動物の所有者等への準用

この基準の第3（1及び4を除く。）、第4（1の(3)及び(4)を除く。）及び第6に定める事項で展示動物の飼養及び保管に係る部分は、愛がん用として飼養及び保管する動物の所有者又は占有者に、この基準の第5に定める事項は、犬又はねこの所有者又は占有者に、この基準の第7の2に定める事項は、愛がん用として飼養及び保管する動物又は犬若しくはねこの所有者又は占有者にそれぞれ準用する。

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

（昭和55年 総理府告示第6号）

第1 一般原則

管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているは乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。

(2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用にその他の科学上の利用に供することをいう。

(3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。

(4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

(5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。

(6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。

(7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。

(8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 導人に当たつての配慮

1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること。

2 実験動物の輸送に当たっては、次の事項に留意し実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。

(1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。

(2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。

(3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等により環境が汚染されることを防止すること。

(4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。

3 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検査を行い、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。

第4 実験動物の健康及び安全の保持

1 管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。

2 管理者は、実験動物の飼養及び保管については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けるようにすること。

3 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的

に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の給与を行うこと。

(2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと。

第5 実験実施者、実験等の目的を達成するための必要な範囲で実験動物を適切に利用する上、努めること。

1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用する上、努めること。

2 実験動物管理者又は実験実施者は、次の事項に留意し、実験等の実施及び実験等の終了後の処置に当たるとともに努めること。

(1) 実験等に当たっては、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を行うこと。

(2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するとき、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。

(3) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

第6 危害防止

1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関する者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。

2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。

(1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用してい

る実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること。

3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うこと。

4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。

5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。

6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して探るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。

第7 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行い、及び施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めること。

第8 実験動物生産者の採るべき措置

実験等のためは乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもつて飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管すること。

(1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適切な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病にり患することを予防する等必要な措置を講ずること。

(2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止

に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病のり患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。

第9 補則

管理者等は、は乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するよう努めること。

第10 適用除外

1 この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。

2 この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。ただし、当該実験動物に係る飼養及び保管に関する基準については、展示動物等の飼養及び保管に関する基準（昭和51年総理府告示第7号）の第

3（1を除く。）、第4（1のB）、（D及び1を除く。）、第6及び第7の2に定める事項を準用する。

東京都動物の保護及び管理に関する条例

(昭和54年東京都条例第81号)

目次	
第1章 総則 (第1条 — 第6条)	
第2章 動物の適正な飼養等 (第7条 — 第11条)	
第3章 特定動物の飼養 (第12条 — 第17条)	
第4章 動物の引取り、収容等 (第18条 — 第24条)	
第5章 緊急時の措置等 (第25条 — 第28条)	
第6章 雑則 (第29条 — 第32条)	
第7章 罰則 (第33条 — 第36条)	
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、動物の保護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人の飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- 二 特定動物 ライオン、わし、わにその他の危険な動物で、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- 三 飼いま 動物の所有者(所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。)をいう。

四 動物取扱業 施設を設置し、動物の売買、貸出し、保管、訓練その他の規則で定める行為を業として行うことをいう。

五 施設 動物を飼養するための工作物をいう。

(都の責務)

第3条 都は、動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及びこの条例の目的を達成するため、あらゆる機会を通じて、動物の適正な飼養に関する知識の普及、啓蒙その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(区市町村の協力)

第4条 知事は、法及びこの条例の目的を達成するため、特別区及び市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(都民の責務)

第5条 都民は、動物の愛護に努めるとともに、都が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力しなければならない。

(飼いまの責務)

第6条 飼いまは、動物の本能、習性等を理解するとともに、飼いまとしての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

2 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(動物飼養の基本事項)

第7条 飼いまは、その飼養する動物について、次の各号に掲げる事項を守り、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 適正に飼養できる施設を設けること。
- 三 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすることを。
- 四 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷さ

せないこと。

- 五 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけること。
- 六 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

(ねこの飼養)

第8条 わこの飼い主は、他人に迷惑をかけないように飼養するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他の閉いの中で飼養し、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからニまでの一に該当する場合は、この限りでない。

- イ 警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用する場合
- ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合
- ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合
- ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、規則で定めるとき。

- 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

- 三 犬を飼養している旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

(特定動物等の飼い主の遵守事項)

第10条 特定動物、人の生命若しくは身体に危害を加えたことのある犬又は人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物（以下「特定動物等」という。）の飼い主は、次の各号に掲げ

る事項を遵守しなければならない。

- 一 特定動物等の行動に常に注意を払うとともに、定期的に施設等を点検すること。

- 二 地震、火災等の非常災害時における特定動物等を逸走させないための対策を講じておくこと。

(動物取扱業の届出)

第11条 動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ、その業種、取り扱う動物の種類その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならぬ。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項を変更したとき、又は動物取扱業を廃止（1月以上の休止を含む。）したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

第3章 特定動物の飼養

(特定動物の飼養許可)

第12条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、その種類ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設内で飼養する場合

- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する

場合

- 三 医療法（昭和23年法律第205号）第4条に規定する総合病院が設置し、及び管理する施設内で試験又は研究のために飼養する

場合

- 四 獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に規定する診療施設内で診療のために飼養する場合

五 搬送のために都内を通過する場合

六 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 飼養の目的
- 三 動物の種類及び数
- 四 施設の所在地及び設置場所
- 五 施設の規模及び構造
- 六 飼養の作業に従事する者に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、施設の所在地付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、第1項の許可をすするに当たっては、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要限度において、1年を下らない有効期間その他の条件を付することができる。

（変更の許可及び届出）

第13条 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第3号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするとき（第3号にあっては、数を増加しようとするときに限る。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

3 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前条第1項又は第1項の許可を受けた者（以下「特定動物を飼養する者」という。）は、特定動物の飼養をやめたときは、その日か

ら10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（許可の要件）

第14条 知事は、第12条第1項又は前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- 一 特定動物を適正に飼養するための施設で、規則で定める基準に適合するものを有すること。
- 二 次のイからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - イ 禁治産者
 - ロ 18歳に満たない者
 - ハ 第17条第1項第3号の規定により許可を取り消され、その取消の日から1年を経過していない者
 - ニ 旅行による長期間不在等のため、特定動物を適正に飼養することができないと明らかに認められる者
- 三 自ら飼養の作業に従事しない場合は、前号イからニまでに掲げる事項のいずれにも該当しない者をして飼養の作業に従事させるものであること。

（特定動物の施設内飼養）

第15条 特定動物を飼養する者は、特定動物を当該許可に係る施設内で飼養し、その外へ出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない方法で取り扱えば、この限りでない。

- 一 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、興行、展示、映画製作その他規則で定めるものに使用する場合
- 二 特定動物の取扱いに熟練した者の管理の下で、規則で定める基準に適合する施設により、搬送する場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(標識)

第16条 特定動物を飼養する者は、特定動物を飼養している旨の標識を、施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(許可の取消し)

第17条 知事は、特定動物を飼養する者が、次の各号の一に該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第12条第4項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、許可に付した条件に違反した場合
 - 二 第14条各号に掲げる許可の要件を満たさなくなった場合
 - 三 第15条の規定に違反して、特定動物を施設の外に出した場合
- 2 知事は、前項の規定による許可の取消しをしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けなければならない者に対し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第4章 動物の引取り、収容等

(犬又はねこの引取り)

第18条 知事は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

- 2 知事は、前項の規定により犬又はねこを引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 3 知事は、所有者の半明しない犬又はねこの引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

(犬の収容)

第19条 知事は、飼い主が第9条第1号の規定に違反したため、逸走している犬があるときは、その職員をしてこれを収容させること

ができる。

2 職員は、収容しようとしている犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。

3 職員は、前項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(負傷した犬、ねこ等の収容等)

第20条 知事は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷している犬、ねこ又は規則で定める動物(以下「犬、ねこ等」という。)を発見した者から通報があつた場合において、その所有者が判明しないときは、これを収容するものとする。

2 知事は、前項の規定により犬、ねこ等を収容したときは、治療その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公示等)

第21条 知事は、所有者の判明しない犬、ねこ等を引き取り、又は収容したときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

2 知事は、第19条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から2日以内にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 知事は、所有者が第1項の公示期間満了の後2日以内に当該動物を引き取らないとき、及び所有者が前項の通知到達後2日以内に当該犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(譲渡)

第22条 知事は、第18条第1項の規定により引き取った犬又はねこを、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求めめる者は、あらかじめ、その旨を知事に申し出なければならぬ。

(野犬の駆除)

第23条 知事は、野犬(飼い主のいない犬をいう。以下同じ。)が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は侵害するおそれのある場合で、通常の方法によっては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知させるものとする。

(人畜共通伝染病)

第24条 知事は、動物の飼養又は利用を通じて人に伝染するおそれがある人畜共通伝染病に関し、調査及び研究を行うとともに、その防疫措置について必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第5章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第25条 飼い主は、その飼養する特定動物等が逸走したときは、直ちに、知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物等を捕獲するなど、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通報があった場合で、人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、その職員をして、当該特定動物等を捕獲し、又は殺処分させることができる。

(事故発生時の措置)

第26条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第27条 知事は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- 一 施設を設置し、又は改善すること。
- 二 動物を施設内で飼養すること。
- 三 動物に口輪をつけること。
- 四 動物を殺処分すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、必要な措置

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他関係人から必要な報告を求め、又はその職員に施設その他動物の飼養に関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、施設の規模及び構造並びに動物の飼養状況等を調査させることができる。2 職員は、前項の規定により立入調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第6章 雑則

(動物保護相談員)

第29条 知事は、この条例の施行について協力を求めるため、必要があると認めるときは、動物保護相談員を置くことができる。

(動物保護管理審議会)

第30条 動物の保護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行わせるため、知事の附属機関として、東京都動物保護管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、20人以内の委員で組織する。

3 前項の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に規定するものは、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手数料等)

第31条 次の各号の一に該当する者は、当該各号に定める額の範囲内で、規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第12条第1項又は第13条第1項の規定により許可を申請する者

許可申請手数料 1件につき 39,100円

二 第18条第1項の規定により引取りを求めらるる者

引取り手数料 1頭又は1匹につき 4,800円

2 第18条第3項、第19条第1項又は第20条第1項の規定により知事が引き取り、又は収容した動物の返還を求めらるる飼い主は、規則で定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用を納付しななければならない。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料又は前項の飼養等に要した費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第32条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規定で定める。

第7章 罰 則

(罰 則)

第33条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

一 第12条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けないで特定動物を飼養した者

二 第27条の規定により命ぜられた同条第4号の措置を行わなかった者

第34条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けないで第12条第2項第3号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更した（第3号にあつては、数を増加した場合に限る。）者

二 第25条第1項の規定による通報をしなかつた者

三 第26条第2項の規定に違反して、犬を獣医師に検診させなかつた者

四 第27条の規定により命ぜられた同条第1号、第2号又は第3号の措置を行わなかつた者

第35条 次の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第9条第1号の規定に違反して、犬を飼養した者

二 第15条の規定に違反して、特定動物を施設の外へ出した者

三 第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは、虚偽の報告をし、又は立人調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（同罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各

本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
(東京都狂犬病予防対策審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 東京都狂犬病予防対策審議会条例(昭和28年東京都条例第442号)
 - 二 東京都飼い犬等取締条例(昭和32年東京都条例第44号)
(特定動物の飼養許可に関する特例)
 - 三 この条例の施行の際、現に特定動物を飼養している者で、引き続きいて当該特定動物を飼養しようとするものは、この条例の施行の日から起算して1月間は第12条第1項の許可を受けなくて、これを飼養することができる。
- 4 前項の者が同項の期間内に第12条第1項の許可を申請した場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分が同項の期間内になされなかつたときは、当該処分がなされるまでの間は、引き続きいて当該特定動物を飼養することができる。
(動物取扱業の届出の特例)
- 5 この条例の施行の際、現に動物取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して1月以内に、第11条第1項に規定する事項を知事に届け出なければならない。
(経過措置)
- 6 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の東京都飼い犬等取締条例第6条第1項の規定により抑留されている犬は、第19条第1項の規定により収容した犬とみなす。
- 7 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の東京都飼い犬等取締条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為

は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月31日東京都条例第70号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。